

(議事録)

土屋会長 それでは、ただいまから第5回の本審を開催いたします。
初めに、本日の出席委員の状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長 公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、出席者合計14名です。欠席された委員は小山委員です。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。
なお、本審議会の主な議題は、埼玉県最低賃金の改正決定です。
本日の会議及び議事録は公開です。
傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

賃金室長 傍聴者は2名です。

土屋会長 本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。
議題に入りたいと思います。
議題1は、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。
先ほどの第4回専門部会で決定されました専門部会長報告のとおり、31円引上げ、時間額987円に改正決定することについて埼玉労働局長へ答申することとしてよろしいか、採決したいと思います。
賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

土屋会長 ありがとうございました。全会一致で議決したものと認めます。
それでは、部会長報告のとおり埼玉労働局長へ答申することといたします。
答申文の案を配布してください。
なお、採決結果には関係ありませんけれども、本日所用で欠席された公益委員の小山委員からは、会長に一任したい旨、事前に連絡があったということをご参考までにお伝えしたいと思います。

(事務局より答申文(案)配付)

土屋会長

よろしいでしょうか。
それでは、事務局で読み上げてください。

賃金室長

案 令和4年8月5日。埼玉労働局長、久知良俊二殿。埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹。

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和4年7月1日付埼労発基 0701 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和2年度10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額928円）は、令和2年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていないなかったことを申し添える。

なお、別紙3「埼玉県最低賃金専門部会報告」により、賃上げに伴う各種支援に関する国への要望等を取りまとめたので併せて報告する。別紙1以下は先ほどのとおりですので、省略させていただきます。

土屋会長

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

それでは、承認されましたので、（案）を消していただきまして、局長へこれから答申することといたします。

（会長から労働局長に答申文手交）

労働局長

では、私から一言、御挨拶を申し上げます。

本年度の埼玉県最低賃金の改正決定につきまして、全会一致により答申を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

本年度の目安におきましては、中央最低賃金審議会において、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画にもありますとおり、最低賃金法に規定された3要素を考慮し、公労使の三者構成で真摯に議論が尽くされ、根拠・理由を含め、データに基づいた目安額が示されました。

埼玉においては、この目安を尊重の上、目安金額どおりの引上額で、全会一致により結審し、答申を取りまとめていただきましたこと誠にありがとうございます。

今後、埼玉労働局といたしましては、本年10月1日発効を目指して、所要の事務手続を進めてまいります。

また、公労使の委員の皆様方には、この後、異議審や5つの特定最低賃金の審議につきましても、またお願いすることとなろうかと思いますが、まずはその前に、皆様、ぜひ夏休みを取っていただきまして、心身をリフレッシュしていただきますようお願いいたします。

皆様方の御尽力に心より感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせ

ていただきます。タイトで集中的な御審議を誠にありがとうございました。

土屋会長

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2です。議題2は「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長

特に用意しているものはありません。

土屋会長

では、事務局から今後の手続について、御説明をお願いします。

賃金室長

はい。本日、答申をいただきましたので、答申の要旨とそれに対する異議申出に関して公示を行います。異議申出書の提出期限は、最低賃金法第11条により15日以内とされていますので、8月22日となります。8月23日の異議審につきましても、第6回本審としまして、異議の申出に係る審議を、9時30分から15階大会議室で開催します。異議申出書が提出されましたら、速やかに御連絡します。

土屋会長

今説明がありましたが、次回開催予定の8月23日の異議審についてですが、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開としたいと思います。

それでは、これで第5回本審を閉会といたします。本日は長い時間、どうもありがとうございました。

— 了 —